

総社市告示第124号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（支給額） 第6条 訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の<u>60パーセント</u>に相当する額とする。この場合において、その<u>60パーセント</u>に相当する額が<u>20万円</u>を超える場合の支給額は<u>20万円</u>とし、<u>1万2千円</u>を超えない場合は訓練給付金の給付は行わないものとする。</p>	<p>（支給額） 第6条 訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の<u>20パーセント</u>に相当する額とする。この場合において、その<u>20パーセント</u>に相当する額が<u>10万円</u>を超える場合の支給額は<u>10万円</u>とし、<u>4千円</u>を超えない場合は訓練給付金の給付は行わないものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年度以後の申請から適用する。